

○北上市市民ライター設置要綱

令和3年3月9日

告示甲第5号

(設置)

第1 市民等の参画による情報発信力の強化により、市の知名度及びイメージの向上並びに市民のまちへの愛着及び誇りの醸成を図るため、北上市市民ライター（以下「市民ライター」という。）を置く。

(職務)

第2 市民ライターの職務は、次のとおりとする。

- (1) 市に関する人物、各種団体、地域の話題、行事、催物等を取材し、これに基づき作成した記事及び撮影した写真又は動画を市に提供すること。
- (2) 市が主催する市民ライター会議に出席すること。
- (3) その他市長が必要と認めるシティプロモーション活動に関すること。

(委嘱)

第3 市民ライターは10名以内とし、市内に居住し、若しくは通勤若しくは通学し、又は市内でまちづくり活動をする満15歳以上の者で、北上市の魅力を生内外に情報発信する意欲がある者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4 市民ライターの任期は、委嘱の日から同日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(補則)

第5 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

制定文 抄

令和3年4月1日から施行する。